

「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表

改定前（2016年2月1日付）	改定後（2016年7月7日付）
<p>第19条（工事費の支払い）</p> <p>(1) NTT 東日本が提供するフレッツ光の工事費支払いの途中で本サービスへ転用の申し込みをした会員は、工事費の残額を分割払いまたは一括払いにて支払うものとします。この場合、当社は NTT 東日本に代わり会員へ工事費の残額を請求します。</p> <p>(2) NTT 西日本が提供するフレッツ光の契約時に最低利用期間が設定された初期工事費割引を利用し、最低利用期間が満了となる前に本サービスへ転用の申し込みをした会員は、フレッツ光のご利用開始月を1ヵ月目として最低利用期間最終月の末日より前に本サービスの解除等があった場合、NTT 西日本が割引適用時に設定した解約料を支払うものとします。この場合、当社は NTT 西日本に代わり会員へ解約料を請求します。</p>	<p>第19条（工事費の支払い）</p> <p>(1) NTT 東日本/NTT 西日本が提供するフレッツ光の工事費支払いの途中で本サービスへ転用の申し込みをした会員は、工事費の残額を分割払いまたは一括払いにて支払うものとします。この場合、当社は NTT 東日本/NTT 西日本に代わり会員へ工事費の残額を請求します。</p> <p>(2) 2015年4月までに NTT 西日本が提供するフレッツ光の契約時に最低利用期間が設定された初期工事費割引を利用し、最低利用期間が満了となる前に本サービスへ転用の申し込みをした会員は、フレッツ光のご利用開始月を1ヵ月目として最低利用期間最終月の末日より前に本サービスの解除等があった場合、またはフレッツ光の開通から6ヵ月以内に NTT 東日本エリアに移転した場合、NTT 西日本が割引適用時に設定した解約料を支払うものとします。この場合、当社は NTT 西日本に代わり会員へ解約料を請求します。</p>
<p>第24条（契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスには次の2つのプランがあります。</p> <p>(1) 自動更新ありプラン</p> <p>(2) 自動更新なしプラン</p> <p>2. 自動更新ありプランは、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。</p> <p>(1) 本サービスと同時に自動更新ありプランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>(2) 自動更新なしプランから自動更新ありプランへの変更をした場合は、プラン変更の申込を当社が承諾した日をプラン変更完了日とします。また、プラン変更完了日が属する月の翌月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約として自動更新されるものとします。</p> <p>(3) 契約期間の満了月以外の月に、本サービスの利用契約</p>	<p>第24条（契約期間および解除料）</p> <p>1. 本サービスには次の3つのプランがあります。</p> <p>(1) 2年自動更新プラン</p> <p>(2) 自動更新なしプラン</p> <p>(3) 5年自動更新プラン(TVセット)</p> <p>2. 各プランの内容は、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 各プランは、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。</p> <p>a. 2年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>b. 5年自動更新プランの申込みをした場合は、課金開始日の属する月を1ヵ月目として、60ヵ月目の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申込みを行わなかった場合は、更に60ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>(2) プラン変更をした場合は、第3項に定めるプラン変</p>

を解約した場合、または自動更新ありプランから自動更新なしプランへのプラン変更をした場合、会員は解除料 9,500 円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

(4) 当社が提供する他の固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合、10,000 円（税抜）を上限金額として当社に対して支払うものとします。

3. 自動更新ありプランから自動更新なしプランへの変更をした場合は、プラン変更の申込みを当社が承諾した日をプラン変更完了日とします。

4. 自動更新なしプランから自動更新ありプランへの変更をした場合、または自動更新ありプランから自動更新なしプランへの変更をした場合、プラン変更完了日を含む月は従前の利用料金を適用し、プラン変更完了日が属する月の翌日より変更後の利用料金で請求するものとします。

更完了日の属する月の翌月を 1 ヶ月目として、前号の契約期間を計算するものとします。

(3) 契約期間の満了月以外の月に、本サービスの利用契約を解約した場合、またはプラン変更をした場合、以下に定める解除料を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

解除前プラン/変更前プラン	解除/変更後プラン	解除料
自動更新なしプラン	解除	解除料なし
	2年自動更新プラン	解除料なし
	5年自動更新プラン(TVセット)	解除料なし
2年自動更新プラン	解除	9,500円(税抜)
	自動更新なしプラン	9,500円(税抜)
	5年自動更新プラン(TVセット)	解除料なし
5年自動更新プラン(TVセット)	解除	15,000円(税抜)
	自動更新なしプラン	15,000円(税抜)
	2年自動更新プラン	5,500円(税抜)

(4) 固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同一月内に解約し解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている 5 年自動更新プラン（TV セット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。

3. プラン変更完了日は、プラン変更の申込みを当社が承諾した日とします。ただし、会員が、5 年自動更新プラン（TV セット）に変更するとともに、テレビ視聴サービス(N)を同時に申し込んだ場合は、テレビ視聴サービス(N)の基本工事の工事完了日をプラン変更完了日とします。

4. プラン変更をした場合、プラン変更完了日を含む月は従前の利用料金を適用し、プラン変更完了日が属する月の翌日より変更後の利用料金で請求するものとします。

<p>第 57 条（契約期間および解除料）</p> <p>3. 当社が提供する他の固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,000 円（税抜）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>	<p>第 57 条（契約期間および解除料）</p> <p>3. 当社が提供する他の固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同一月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている 5 年自動更新プラン（TV セット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>
---	--

「接続機器レンタル規約（SoftBank 光用）」新旧対照表

改定前（2016 年 1 月 6 日付）	改定後（2016 年 7 月 7 日付）
<p>規定なし</p>	<p>第 14 条（故障等）</p> <p>4. 当社が何らかの理由において各接続機器の交換が必要であると判断した際には、当社は、各接続機器と同等・類似の機能を備えた他の接続機器に交換することができるものとします。</p>
<p>第 21 条（Wi-Fi 地デジパック）</p> <p>（3）当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,000 円（税抜）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>	<p>第 21 条（Wi-Fi 地デジパック）</p> <p>（3）固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同一月内に解約し解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている 5 年自動更新プラン（TV セット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>

「オプションパック規約」新旧対照表

改定前（2015年12月17日付）	改定後（2016年7月7日付）
<p>第7条（適用期間および解除料について）</p> <p>2.本サービスのうち、第2条第1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスの利用契約が終了した場合、会員は当社に対して同項に定める解除料を支払うものとします。なお、当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を本サービスと同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,000円（税抜）を解除料総額の上限金額として当社に対して支払うものとします。</p>	<p>第7条（適用期間および解除料について）</p> <p>2.本サービスのうち、第2条第1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスの利用契約が終了した場合、会員は当社に対して同項に定める解除料を支払うものとします。なお、固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を本サービスと同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、解除料総額の上限金額を10,000円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank光サービスで提供されている5年自動更新プラン（TVセット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。</p>

「テレビ視聴伝送サービス（N）利用規約」新旧対照表

改定前（2016年1月6日付）	改定後（2015年10月30日付）		
規定なし	<p>第3条（用語の定義）</p> <table border="1"> <tr> <td>16.映像用終端装置</td> <td>回線終端装置のうち、本サービスによって送られてくる信号を映像用に変換する機能をもった装置をいいます。</td> </tr> </table>	16.映像用終端装置	回線終端装置のうち、本サービスによって送られてくる信号を映像用に変換する機能をもった装置をいいます。
16.映像用終端装置	回線終端装置のうち、本サービスによって送られてくる信号を映像用に変換する機能をもった装置をいいます。		
<p>第8条（契約申込の承諾）</p> <p>1.本サービスの利用契約は、本サービスの工事完了日を契約成立日とします。</p>	<p>第8条（契約申込の承諾）</p> <p>1.本サービスの利用契約は、テレビ視聴伝送サービス（N）基本工事（映像用終端装置の設置工事をいいます。）の工事完了日を契約成立日とします。</p>		
規定なし	<p>第9条（契約者が行う本サービスの契約解除）</p> <p>4.第1項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。</p>		
規定なし	<p>第18条（利用料金の支払義務）</p> <p>3.会員は、本サービスの解除等があった場合も、工事費を支払う義務を免れないものとします。</p>		
<p>第30条（契約者の氏名の通知等）</p> <p>2.契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社委託の本サービスに関する業務を行うものに通</p>	<p>第30条（契約者の氏名の通知等）</p> <p>2.契約者は、当社がその契約者の氏名、住所及び通信履歴等その他契約者に関する情報を、当社の委託により本</p>		

<p>知する可能性があることについて、同意していただきます。</p>	<p>サービスに関する業務を行う者に通知する可能性があることについて、同意していただきます。</p>
<p>第 43 条（屋内同軸配線工事）</p> <p>2.契約者は、第 1 項の請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別途定める工事費の支払いを要します。</p> <p>3.屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、本サービスの場合に準ずるものとします。</p>	<p>第 43 条（屋内同軸配線工事）</p> <p>2.契約者は、第 1 項の請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別途定める工事費の支払いを要します。</p> <p>3.屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、本サービスの場合に準ずるものとします。</p> <p>4.契約者は、屋内同軸配線工事の一部について、当社が屋内同軸配線工事を委託した工事業者に直接申し込む必要があることにつき承諾するものとします。その場合、契約者は、当該工事業者に当該工事業者が別途定める工事費を支払うものとします。</p>